令和７年度（2025年度）社会福祉施設整備費補助金交付要綱（児童福祉施設等）

１　目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく社会福祉施設等の整備を行うことで、社会福祉施設入所者等の福祉向上を図るため、関係法令により社会福祉法人（本年度中に設立認可がなされるものを含む。）、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、ＮＰＯ法人、営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）及び市町村が行う社会福祉施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

２　補助事業及び補助事業者

補助事業は別表１の２欄に、補助事業者は同表の３欄にそれぞれ掲げるものとする。

３　補助対象経費

この補助金の補助対象経費は､別表１の２欄に掲げる施設の整備に要する本体工事費、解体撤去工事費、仮設施設整備工事費、スプリンクラー設備工事費、特殊附帯工事費、設計料加算及び環境改善加算とする。ただし、次に掲げる経費については補助対象としないものとする。

（１）土地の買収又は整地に要する経費

（２）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費

（３）職員の宿舎に要する経費

（４）児童厚生施設等整備事業のうち、別表１の２欄に規定する放課後児童クラブ及び病児保育施設に係る門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する経費

（５）防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する経費

（６）その他整備費として適当と認められない経費

４　補助金交付額の算定方法

（１）児童厚生施設等整備事業に係る補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ア　市町村が施設整備を行う場合（児童厚生施設）

（ア）別表１の２欄に定める補助事業の施設ごとに別表２の３欄により算出した補助基準額の合計額を算出する。

（イ）（ア）により算出した補助事業の施設ごとに、別表２の４欄に定める補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

（ウ）（ア）により算出された額と、（イ）により選定された額とを比較して、いずれか少ない方の額に、別表１の４欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

イ　市町村が施設整備を行う場合（放課後児童クラブ又は病児保育施設）

別表２の２欄の種目ごとに、３欄に定める補助基準額と４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と２欄の区分の総事業費から寄付

金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表１の４欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

ウ　市町村が市町村以外の者が行う施設の整備に対して補助を行う場合

ア又はイに定める方法と同様の方法による。ただし、その整備の費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額は控除しないものとする。

（２）児童福祉施設等整備事業に係る補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ア　別表３の２欄により算出した補助基準額の合計額を算出する。

イ　アにより算出した補助事業の施設ごとに、別表３の３欄に定める補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。

ウ　アにより算出された額と、イにより選定した額とを比較して、いずれか少ない方の額に、別表１の４欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（３）別表４に掲げる大規模修繕等及び別表５に掲げる防犯対策強化整備に係る補助金の交付額にあっては、（１）及び（２）の算定方法によらず、公的機関（道又は市町村の建築課等）の見積り（スプリンクラー設置工事の場合は、別表２及び３に定める補助基準額により算出した額）と民間工事請負業者２社(公的機関の見積りを徴取できない場合は、民間工事請負業者３社以上)の見積りを比較して、いずれかで最も低い方の額に別表１の４欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（４）特別の事情により（１）から（３）までの規定によることができない場合は、知事が必要と認めた額とする。

（５）前年度からの継続事業に係る補助金交付決定額は、令和６年度（2024年度）社会福祉施設整備費補助金交付要綱で定める算出方法により算出した額の範囲内で、知事が必要と認めた額とする。

５　補助金の交付申請

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第３条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第１号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下、保福様式について同じ。））に告示に定める書類を添えて、別に定める期日までに総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出しなければならない。

６　交付の条件

総合振興局長等は、補助事業者に補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年９月20日付け局総第453号副出納長通達）」第１号様式に定める交付の条件のほか次の条件を付すものとする。

（１）補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア　当該変更の伴う補助対象経費の増減額が、変更前の10分の１を超えないとき。(建物の規模又は構造の変更、建物の用途の変更及び入所定員又は利用定員の変更を除く。)

イ　補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

（２）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価30万円未満(児童厚生施設等整備事業にあっては単価50万円未満)の機械及び器具を除く。）を総合振興局長等の承認を受けないで、補助金の交付の目

的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（令和５年こども家庭庁告示第９号）に規定する処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（３）補助事業者が総合振興局長等の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、総合振興局長等は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を道に納付させることがある。

（４）補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（５）補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、別記第１号様式（児童厚生施設等整備事業にあっては別記第２号様式）によりその金額を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年の６月30日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（６）補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア　補助事業者が市町村の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第３号様式による調書を作成し、これらを補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から５年間保管しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保存しなければならない。

イ　補助事業者が社会福祉法人等の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から５年間保管しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については、当該処分を制限された期間保存しなければならない。

（７）補助事業者は間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければならない。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとする。

なお、この場合において「総合振興局長等」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとする。

（８）補助事業者は、建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（９）補助事業者が社会福祉法人等の場合にあっては、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同

募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(10) 補助事業者が社会福祉法人等の場合にあっては、事業を行うために締結する契約手続については、北海道が行う公共事業に準じた取扱いとしなければならない。

(11) 補助事業者が社会福祉法人等の場合にあっては、この交付要綱に基づく整備費補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金分配金、公益財団法人ＪＫＡ又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

7　交付の決定の取消し

総合振興局長等は、規則に規定するもののほか、補助事業者が社会福祉法人の場合において、当該補助金の交付を決定する年度中に法人設立認可がなされなかったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

また、補助事業者が関係法令による指定を受けて運営する社会福祉施設について、施設の設備・運営等に係る指定基準違反に対する措置として、勧告に係る措置をとるべきことについての命令、運営事業者としての指定の取消し又は期間を定めての指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を受けることとなったときも補助金の交付を取り消すものとする。

8　状況報告

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別記第４号様式により工事に着工した日から５日以内に、また、工事の進捗状況については、別記第５号様式の報告書により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに総合振興局長等に報告しなければならない。

9　補助金の実績報告

補助事業者は､補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む｡)は、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月５日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第１の28号様式）に、告示に定める書類を添えて、総合振興局長等に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の４月５日までに、告示に定める書類を総合振興局長等に提出しなければならない。

別紙2（別表等）

別表１

社会福祉施設整備費補助金「補助事業名」、「補助事業」、「補助事業者」及び「補助率」一覧表

１　補助事業名	２　補助事業	３　補助事業者	４　補助率
児童厚生施設等整備事業	児童福祉法第35条第３項の規定及び平成２年８月７日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」により市町村が設置する小型児童館及び児童センターの整備	市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）	３分の１以内 （令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備 ４分の１以内）

1　補助事業名	2　補助事業	3　補助事業者	4　補助率
	児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき事業を実施する市町村が設置する放課後児童クラブの整備	市町村	３分の１以内 （令和５年８月22日付けこ成事第462号こども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（以下、「国通知」という。）第１の３に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合。 ６分の１以内 国通知第１の４に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合。 12分の１以内 市町村が、この補助金を財源の一部として、児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、社会福祉法人が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合。 ９分の２以内 市町村が、この補助金を財源の一部として、児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、社会福祉法人が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合で、国通知第１の３に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合。 ８分の１以内

1　補助事業名	2　補助事業	3　補助事業者	4　補助率
			市町村が、この補助金を財源の一部として、児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、社会福祉法人が行う放課後児童クラブの整備に対して補助を行う場合で、国通知第１の４に基づき待機児童の解消のための整備を行う場合。 16分の１以内
	児童福祉法第６条の３第13項の規定に基づき事業を実施する市町村が設置する病児保育施設の整備	市町村	３分の１以内 市町村が、この補助金を財源の一部として、児童福祉法第６条の３第13項の規定に基づき、社会福祉法人、学校法人及び医療法人が行う病児保育施設の整備に対して補助を行う場合。 10分の３以内

1　補助事業名	2　補助事業	3　補助事業者	4　補助率
児童福祉施設等整備事業	児童福祉法第35条第４項の規定により社会福祉法人が設置する児童福祉施設（児童養護施設及び児童自立支援施設に限る。）の整備	社会福祉法人	４分の３以内 『「施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和７年２月５日付こ支家第47号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた児童養護施設に係る整備事業で、要件を満たす場合。 ４分の３以内 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備 ４分の３以内

1　補助事業名	2　補助事業	3　補助事業者	4　補助率
	児童福祉法第34条の３第２項及び第35条第４項の規定により社会福祉法人が設置する障害児通所支援事業等を行う施設及び児童福祉施設（障害児施設等に限る。）の整備	社会福祉法人等	４分の３ （日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備 ６分の５ 公害防止対策事業として行う整備 ５分の４）

別表２

児童厚生施設等整備事業

１　区分	２　種目		３　補助基準額	４　補助対象経費
施設整備	小型児童館	本体工事費	217.6㎡以上　**53,193,000円** ただし、拡張の場合は、次により算出した額。 **53,193,000円** × $\frac{\text{拡張面積}}{\text{整備後面積}}$	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費（この交付要綱の３（１）から（６）までに定める経費を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
			放課後児童クラブを設ける場合 ※令和５年度以前からの継続事業に限る。 **11,274,000円** を加算	
			初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 １施設　**4,206,000円** を加算 ただし、改築整備において、初度設備を施設と一体的に整備する場合は、次の額を加算する。 １施設　**1,402,000円**	
			令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備 **79,788,000円** 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 １施設　**6,312,000円** を加算 ただし、改築整備において、初度設備を施設と一体的に整備する場合は、次の額を加算する。 １施設　**2,104,000円**	
			地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年６月12 日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備 ・地域交流スペース　**49,728,000円** 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 **2,703,000円** ・防災拠点型　**66,291,000円** 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 **7,068,000円**	
		解体撤去工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 **2,793,000円** 令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備に該当する場合 **4,191,000円**	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
		仮設施設整備工事費	改築に際して用地の関係上等、特別な事情による場合 **4,191,000円** 令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備に該当する場合 **6,582,000円**	

1　区分	2　種目		3　補助基準額	4　補助対象経費
		スプリンクラー設備工事費	床面積が6,000㎡以上の場合 １㎡当たり　　**15,000円**	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
		特殊附帯工事	利用児童の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した整備をする場合 **21,162,000円** 令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備に該当する場合 **33,237,000円**	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費

1　区分	2　種目		3　補助基準額	4　補助対象経費
	児童センター	本体工事費	336.6㎡以上　　**80,133,000円** ただし、大型児童センター(500㎡以上）については、次に揚げる額。 **106,914,000円**	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費（この交付要綱の３（１）から（５）までに定める経費を除く。）及び工事事務費
			放課後児童クラブを設ける場合 ※令和５年度以前からの継続事業に限る。 **11,274,000円** を加算	
			初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 ・児童センター １施設　**4,206,000円** を加算 ・大型児童センター １施設　**7,617,000円** を加算 ただし、改築整備において、初度設備を施設と一体的に整備する場合は、次の額を加算する。 ・児童センター １施設　**1,402,000円** ・大型児童センター １施設　**2,539,000円**	
			令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備 ・児童センター　　**120,201,000円** ・大型児童センター　**160,371,000円** 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 ・児童センター １施設　**6,312,000円** を加算 ・大型児童センター １施設　**11,424,000円** を加算 ただし、改築整備において、初度設備を施設と一体的に整備する場合は、次の額を加算する。 ・児童センター １施設　**2,104,000円** ・大型児童センター １施設　**3,808,000円**	

1　区分	2　種目		3　補助基準額	4　補助対象経費
			地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年６月12 日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備 ・地域交流スペース　**49,728,000円** 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 **2,703,000円** ・防災拠点型　**66,291,000円** 初度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 **7,068,000円**	
		解体撤去工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 ・児童センター　**4,209,000円** ・大型児童センター　**5,625,000円** 令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備に該当する場合 ・児童センター　**6,312,000円** ・大型児童センター　**8,439,000円**	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
		仮設施設整備工事費	改築に際して用地の関係上等、特別な事情による場合 ・児童センター　**6,315,000円** ・大型児童センター　**8,436,000円** 令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備に該当する場合 ・児童センター　**9,921,000円** ・大型児童センター　**13,251,000円**	
		スプリンクラー設備工事費	床面積が6,000㎡以上の場合 １㎡当たり　**15,000円**	スプリンクラー設備等に必要は工事費又は工事請負費
		特殊附帯工事	利用児童の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した整備をする場合 **21,162,000円** 令和５年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備に該当する場合 **33,237,000円**	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費

1　区分	2　種目		3　補助基準額	4　補助対象経費
施設整備	放課後児童クラブ	本体工事費	創設及び改築**35,423,000円** （令和５年８月22日こ成事第462号こども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて」（以下「通知」という。）の第１の１による学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「通知の第１の１に定める事業を行う場合」という。） **70,846,000円** 通知の第１の２による学校敷地外で放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場と一体的に整備する場合（以下「通知の第１の２に定める事業を行う場合」という。） **70,846,000円**） ただし、施設の整備が次のいずれかに該当する場合の補助基準額は、次のとおりとする。 (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第６条第１項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合 (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第８条第１項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前３か年度内の各年度に係るものを合算したものの３分の１の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）） 創設及び改築　**38,965,000円** （通知第１の１に定める事業を行う場合 **77,930,000円** 通知第１の２に定める事業を行う場合 **77,930,000円**） 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第１項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される整備（以下、「津波避難対策緊急事業計画に基づく整備」という。）の場合 創設及び改築　**46,758,000円** （通知第１の１に定める事業を行う場合 **93,516,000円** 通知の第１の２に定める事業を行う場合 **93,516,000円**）	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（この交付要綱の３（１）から（５）までに定める経費を除く。）及び工事事務費
		特殊附帯工事	利用児童の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した整備をする場合 **21,315,000円** 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書（１）又は（２）に該当する場合 **23,447,000円** 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備整備の場合 **28,136,000円**	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費

1　区分	2　種目		3　補助基準額	4　補助対象経費
		解体撤去工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 **1,880,000円** 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書（１）又は（２）に該当する場合 **2,068,000円** 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 **2,482,000円**	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
		仮設施設整備工事費	改築に際して用地の関係上等、特別な事情による場合 **2,799,000円** 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書（１）又は（２）に該当する場合 **3,079,000円** 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 **3,695,000円**	
施設整備	病児保育施設	本体工事費	創設及び改築 **48,113,000円** 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書（１）又は（２）に該当する場合 **52,924,000円** 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 **63,509,000円**	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費（この交付要綱の３（１）から（５）までに定める経費を除く。）及び工事事務費
		設計料加算	本体工事費以外に設計料が別途必要となった場合は、次の額を加算する。 **2,406,000円** 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書（１）又は（２）に該当する場合 **2,647,000円** 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 **3,176,000円**	本体工事費以外に別途必要となる設計料
		環境改善加算	こどもにやさしい環境を作り出すための整備をする場合 **5,676,000円** 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書（１）又は（２）に該当する場合 **6,244,000円** 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 **7,492,000円**	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
		特殊附帯工事	利用児童の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した整備をする場合 **20,290,000円** 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書（１）又は（２）に該当する場合 **22,319,000円** 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 **26,783,000円**	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費

1　区分	2　種目		3　補助基準額	4　補助対象経費
		解体撤去工事費	改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 **2,971,000円** 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書（１）又は（２）に該当する場合 **3,268,000円** 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 **3,922,000円**	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
		仮設施設整備工事費	改築に際して用地の関係上等、特別な事情による場合 **5,292,000円** 放課後児童クラブの本体工事費に係る補助基準額欄のただし書（１）又は（２）に該当する場合 **5,821,000円** 津波避難対策緊急事業計画に基づく整備の場合 **6,985,000円**	

（注）豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記補助基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。（小数点以下切捨て）

別表３

児童福祉施設等整備事業

１　区分	２　補助基準額	３　補助対象経費
施設整備	次表に掲げる基準単価に単位数を乗じて得た額とする。	(1)本体工事費 施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費（この交付要綱の３に定める経費を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又は本欄の他の工事費において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。

(1) 本体工事費費　（単位：円）

施設種別	区分	単位	単価	
			特別豪雪地域	左記以外
児童養護施設	本体	１人当たり	8,812,800	8,160,000
	本体（耐震化）	１人当たり	13,221,360	12,242,000
	初度設備相当加算	１人当たり	149,040	138,000
	小規模グループケア整備加算	１グループケア当たり	13,681,440	12,668,000
	心理療法室整備加算	１施設当たり	46,779,120	43,314,000
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	１人当たり	3,224,880	2,986,000
	初度設備相当加算	１人当たり	129,600	120,000
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	１人当たり	1,987,200	1,840,000
	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	１人当たり	518,400	480,000
	親子生活訓練室整備加算	１世帯当たり	8,985,600	8,320,000
児童養護施設（地域分散化）	本体	１人当たり	10,962,540	10,150,500
	初度設備相当加算	１人当たり	186,300	172,500
	小規模グループケア整備加算	１グループケア当たり	17,016,480	15,756,000
	心理療法室整備加算	１施設当たり	58,182,300	53,872,500
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	１人当たり	4,011,120	3,714,000
	初度設備相当加算	１人当たり	160,380	148,500
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	１人当たり	2,470,500	2,287,500
	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	１人当たり	644,760	597,000
	親子生活訓練室整備加算	１世帯当たり	11,178,000	10,350,000
児童自立支援施設	本体	１人当たり	12,385,440	11,468,000
	本体（耐震化）	１人当たり	18,722,880	17,336,000
	初度設備相当加算	１人当たり	149,040	138,000
	小規模グループケア整備加算	１グループケア当たり	14,573,520	13,494,000
	心理療法室整備加算	１施設当たり	46,779,120	43,314,000
	親子生活訓練室整備加算	１世帯当たり	8,985,600	8,320,000
	通所部門整備加算	１人当たり	4,348,080	4,026,000
	初度設備相当加算	１人当たり	123,120	114,000
	通所部門整備加算（耐震化）	１人当たり	5,903,280	5,466,000

1　区分	2　補助基準額								3　補助対象経費
	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	本体	利用定員　20人以下	都市部	1施設当たり	177,852,240	164,678,000		
				標準	1施設当たり	169,385,040	156,838,000		
			21人～40人	都市部	1施設当たり	357,184,080	330,726,000		
				標準	1施設当たり	340,176,240	314,978,000		
			41人～60人	都市部	1施設当たり	595,492,560	551,382,000		
				標準	1施設当たり	567,136,080	525,126,000		
			61人～80人	都市部	1施設当たり	838,038,960	775,962,000		
				標準	1施設当たり	798,132,960	739,012,000		
			81人～100人	都市部	1施設当たり	1,078,373,520	998,494,000		
				標準	1施設当たり	1,027,023,840	950,948,000		
			101人～120人	都市部	1施設当たり	1,318,338,720	1,220,684,000		
				標準	1施設当たり	1,255,562,640	1,162,558,000		
			121人以上	都市部	1施設当たり	1,558,491,840	1,443,048,000		
				標準	1施設当たり	1,484,278,560	1,374,332,000		
		訓練事業等整備加算		都市部	1施設当たり	75,379,680	69,796,000		
				標準	1施設当たり	71,791,920	66,474,000		
		大規模訓練設備等整備加算		都市部	1施設当たり	248,259,600	229,870,000		
				標準	1施設当たり	236,437,920	218,924,000		
		短期入所整備加算		都市部	1施設当たり	20,457,360	18,942,000		
				標準	1施設当たり	19,483,200	18,040,000		
		発達障害者支援センター整備加算		都市部	1施設当たり	23,775,120	22,014,000		
				標準	1施設当たり	22,643,280	20,966,000		
		障害児相談支援整備加算		都市部	1施設当たり	16,990,560	15,732,000		
				標準	1施設当たり	16,182,720	14,984,000		
		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	1施設当たり	11,314,080	10,476,000		
				標準	1施設当たり	10,776,240	9,978,000		
		小規模グループケア整備加算		都市部	1施設当たり	36,491,040	33,788,000		
				標準	1施設当たり	34,754,400	32,180,000		
		避難スペース整備加算		都市部	1施設当たり	65,610,000	60,750,000		
				標準	1施設当たり	62,486,640	57,858,000		

1　区分	2　補助基準額							3　補助対象経費
	児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員　20人以下	都市部	1施設当たり	97,865,280	90,616,000	
				標準	1施設当たり	93,206,160	86,302,000	
			21人～40人	都市部	1施設当たり	197,020,080	182,426,000	
				標準	1施設当たり	187,639,200	173,740,000	
			41人～60人	都市部	1施設当たり	328,983,120	304,614,000	
				標準	1施設当たり	313,318,800	290,110,000	
			61人～80人	都市部	1施設当たり	462,237,840	427,998,000	
				標準	1施設当たり	440,227,440	407,618,000	
			81人～100人	都市部	1施設当たり	595,492,560	551,382,000	
				標準	1施設当たり	567,136,080	525,126,000	
			101人～120人	都市部	1施設当たり	727,086,240	673,228,000	
				標準	1施設当たり	692,463,600	641,170,000	
			121人以上	都市部	1施設当たり	860,708,160	796,952,000	
				標準	1施設当たり	819,722,160	759,002,000	
		訓練事業等整備加算		都市部	1施設当たり	75,377,520	69,794,000	
				標準	1施設当たり	71,789,760	66,472,000	
		大規模訓練設備等整備加算		都市部	1施設当たり	248,259,600	229,870,000	
				標準	1施設当たり	236,437,920	218,924,000	
		短期入所整備加算		都市部	1施設当たり	20,457,360	18,942,000	
				標準	1施設当たり	19,483,200	18,040,000	
		発達障害者支援センター整備加算		都市部	1施設当たり	23,775,120	22,014,000	
				標準	1施設当たり	22,643,280	20,966,000	
		障害児相談支援整備加算		都市部	1施設当たり	16,990,560	15,732,000	
				標準	1施設当たり	16,182,720	14,984,000	
		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	1施設当たり	11,314,080	10,476,000	
				標準	1施設当たり	10,776,240	9,978,000	
		避難スペース整備加算		都市部	1施設当たり	65,610,000	60,750,000	
				標準	1施設当たり	62,486,640	57,858,000	
	増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	1施設当たり	49,023,360	45,392,000	
				標準	1施設当たり	46,690,560	43,232,000	
	障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）			都市部	1施設当たり	16,990,560	15,732,000	
				標準	1施設当たり	16,182,720	14,984,000	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）			都市部	1施設当たり	11,314,080	10,476,000	
				標準	1施設当たり	10,776,240	9,978,000	
	避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）			都市部	1施設当たり	65,610,000	60,750,000	
				標準	1施設当たり	62,486,640	57,858,000	

※改築整備に係る初度設備相当加算は、２分の１の単価とする。

※障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の補助基準額については、令和5年8月22日付けこ成事第418号こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）及び障障発0822第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費補助金における障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の交付額の算定方法について」により算出する。

1　区分	2　補助基準額	3　補助対象経費

(2) 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費

解体撤去工事費　（単位：円）

種目	施設種別	単位	単価	
			特別豪雪地域	左記以外
解体撤去基準単価	児童養護施設	1人当たり	425,520	394,000
	児童養護施設（耐震化）	1人当たり	561,600	520,000
	児童養護施設（地域分散化）	1人当たり	426,060	394,500
	児童自立支援施設	1人当たり	615,600	570,000
	児童自立支援施設（耐震化）	1人当たり	803,520	744,000
	障害児入所施設	1施設当たり	21,237,120	19,664,000
	障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	22,297,680	20,646,000
	障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	10,670,400	9,880,000
	障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	11,203,920	10,374,000

仮設施設整備工事費　（単位：円）

種目	施設種別	単位	単価	
			特別豪雪地域	左記以外
仮設施設整備工事基準単価	児童養護施設	1人当たり	764,640	708,000
	児童養護施設（耐震化）	1人当たり	1,015,200	940,000
	児童養護施設（地域分散化）	1人当たり	764,640	708,000
	児童自立支援施設	1人当たり	1,090,800	1,010,000
	児童自立支援施設（耐震化）	1人当たり	1,442,880	1,336,000
	障害児入所施設	1施設当たり	38,966,400	36,080,000
	障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	40,914,720	37,884,000
	障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	18,604,080	17,226,000
	障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	19,532,880	18,086,000

(3)スプリンクラー設備工事費　（単位：円）

種目	施設種別	単位	単価	
			特別豪雪地域	左記以外
スプリンクラー設備工事基準単価	児童養護施設	1㎡当たり	17,280	16,000
	児童自立支援施設	1㎡当たり	17,280	16,000
	障害児入所施設	1㎡当たり	36,720	34,000
	障害児入所施設（延床面積1,000㎡以上の平屋建て）	1㎡当たり	71,280	66,000
	障害児施設（障害児入所施設を除く）	1㎡当たり	17,280	16,000

※特別豪雪地域：豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項により指定されたもの。

(2)解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費
解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(3)スプリンクラー設備工事費
スプリンクラー設備等に必要は工事費又は工事請負費

1　区分	2　補助基準額	3　補助対象経費
施設整備（津波避難対策緊急事業計画に基づく整備）	次表に掲げる基準単価に単位数を乗じて得た額とする。	(1)本体工事費 施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費（この交付要綱の３に定める経費を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又は本欄の他の工事費において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。

(1) 本体工事費費　（単位：円）

施設種別	区分	単位	単価	
			特別豪雪地域	左記以外
児童養護施設	本体	１人当たり	8,725,320	8,079,000
	初度設備相当加算	１人当たり	147,420	136,500
	小規模グループケア整備加算	１グループケア当たり	13,544,820	12,541,500
	心理療法室整備加算	１施設当たり	46,310,940	42,880,500
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	１人当たり	3,193,020	2,956,500
	初度設備相当加算	１人当たり	127,980	118,500
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	１人当たり	1,966,680	1,821,000
	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	１人当たり	511,920	474,000
	親子生活訓練室整備加算	１世帯当たり	8,897,040	8,238,000
児童自立支援施設	本体	１人当たり	12,261,780	11,353,500
	初度設備相当加算	１人当たり	147,420	136,500
	小規模グループケア整備加算	１グループケア当たり	14,429,340	13,360,500
	心理療法室整備加算	１施設当たり	46,310,940	42,880,500
	親子生活訓練室整備加算	１世帯当たり	8,897,040	8,238,000
	通所部門整備加算	１人当たり	4,305,960	3,987,000
	初度設備相当加算	１人当たり	121,500	112,500

1　区分	2　補助基準額							3　補助対象経費
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	本体	利用定員　40人以下	都市部	1施設当たり	355,662,900	329,317,500		
			標準	1施設当たり	338,727,420	313,636,500		
		41人～60人	都市部	1施設当たり	592,450,200	548,565,000		
			標準	1施設当たり	564,239,520	522,444,000		
		61人～80人	都市部	1施設当たり	833,524,020	771,781,500		
			標準	1施設当たり	793,832,400	735,030,000		
		81人～100人	都市部	1施設当たり	1,072,384,920	992,949,000		
			標準	1施設当たり	1,021,319,280	945,666,000		
		101人～120人	都市部	1施設当たり	1,311,521,220	1,214,371,500		
			標準	1施設当たり	1,249,068,600	1,156,545,000		
		121人以上	都市部	1施設当たり	1,550,105,100	1,435,282,500		
			標準	1施設当たり	1,476,291,420	1,366,936,500		
	訓練事業等整備加算		都市部	1施設当たり	74,918,520	69,369,000		
			標準	1施設当たり	71,351,280	66,066,000		
	短期入所整備加算		都市部	1施設当たり	17,000,280	15,741,000		
			標準	1施設当たり	16,191,900	14,992,500		
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	1施設当たり	23,496,480	21,756,000		
			標準	1施設当たり	22,378,680	20,721,000		
児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員　40人以下	都市部	1施設当たり	196,975,800	182,385,000		
			標準	1施設当たり	187,596,000	173,700,000		
		41人～60人	都市部	1施設当たり	328,015,980	303,718,500		
			標準	1施設当たり	312,397,560	289,257,000		
		61人～80人	都市部	1施設当たり	460,993,680	426,846,000		
			標準	1施設当たり	439,042,680	406,521,000		
		81人～100人	都市部	1施設当たり	594,246,780	550,228,500		
			標準	1施設当たり	565,950,240	524,028,000		
		101人～120人	都市部	1施設当たり	725,565,600	671,820,000		
			標準	1施設当たり	691,015,860	639,829,500		
		121人以上	都市部	1施設当たり	858,543,300	794,947,500		
			標準	1施設当たり	817,660,980	757,093,500		
	訓練事業等整備加算		都市部	1施設当たり	74,780,820	69,241,500		
			標準	1施設当たり	71,220,060	65,944,500		
	短期入所整備加算		都市部	1施設当たり	20,457,360	18,942,000		
			標準	1施設当たり	19,483,740	18,040,500		
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	1施設当たり	23,496,480	21,756,000		
			標準	1施設当たり	22,378,680	20,721,000		

1　区分	2　補助基準額	3　補助対象経費
	(2) 解体撤去工事費及び仮設施設整備工 解体撤去工事費　（単位：円） 仮設施設整備工事費　（単位：円） ※特別豪雪地域：豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項により指定されたもの。	(2)解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

解体撤去工事費

種目	施設種別	単位	単価	
			特別豪雪地域	左記以外
解体撤去基準単価	児童養護施設	1人当たり	422,820	391,500
	児童自立支援施設	1人当たり	609,120	564,000
	障害児入所施設	1施設当たり	21,194,460	19,624,500
	障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	22,253,940	20,605,500
	障害児施設（障害児入所施設を除	1施設当たり	10,267,560	9,507,000
	障害児施設（障害児入所施設を除	1施設当たり	10,779,480	9,981,000

仮設施設整備工事費

種目	施設種別	単位	単価	
			特別豪雪地域	左記以外
仮設施設整備工事基準単価	児童養護施設	1人当たり	758,160	702,000
	児童自立支援施設	1人当たり	1,080,540	1,000,500
	障害児入所施設	1施設当たり	38,703,420	35,836,500
	障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	40,637,700	37,627,500
	障害児施設（障害児入所施設を除	1施設当たり	18,429,120	17,064,000
	障害児施設（障害児入所施設を除	1施設当たり	19,349,280	17,916,000

別表 4

大規模修繕等の整備内容一覧

	区　　分	内　　容
1	施設の一部改修	①　一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ②　衛生環境の改善を目的としたトイレや調理場等の改修工事、手洗い場等の設置・改修工事（ただし、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備を除く。）
2	施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改修工事
3	施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
4	施設の模様替	①　狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ②　居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事 ③　ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための、多床室の個室化等改修工事（ただし、障害児入所施設に限る。）
5	環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	①　活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ②アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
6	消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたところに伴い、新たに必要となる設備の整備

	区　　分	内　　容
7	特殊附帯工事	建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもの ①　水の循環・再利用の整備 施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備 ②　生ごみ等処理の整備 施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備 ③　ソーラーの整備 光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備 ④　その他 資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの 建物に固定して一体的に整備する消融雪設備（ただし、特別豪雪地域に所在する施設等で、放課後児童クラブ、病児保育施設及び障害児施設等の整備を除く。） 建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもの（ただし、福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児を入所させるものに限る）に限る） ①　介護用リフトの整備 居室や浴室等に介護のための天井走行型介護用リフトの整備 ②　特殊浴槽の整備 介護職員の業務の効率化及び負担の軽減のための特殊浴槽の整備
8	土砂災害等に備えた施設の一部改修等	①　土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ②　地震防災対策上必要な補強改修工事 ③　緊急災害時用の自家発電設備の整備 ④　緊急災害時用の給水設備の整備（ただし、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備を除く。）
9	防犯・防災対策の実施に必要な修繕	防犯・防災対策を実施するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の修繕等必要な安全対策に係る整備（ただし、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に限る。）
10	学校敷地外で放課後児童クラブを利用するこどもと地域のこどもが共に過ごし交流する場を一体的に整備した施設の修繕	上記１～９に該当する整備
11	障害児通所支援施設等改修整備	障害児通所支援事業等を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）バリアフリー化工事等、障害児通所支援事業等の基盤整備を図るための改修工事
12	その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※　補助基準

(1) 原則として１施設の総事業費が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が1,000万円未満に満たない場合は、1,000万円以上のものとする。ただし、入所施設以外の施設については、500万円以上のものとする。

施設延面積（知事が必要と認めた面積）×4,000円

ただし１の②及び３の事業については300万円以上、４の③の事業については100万円以上、５の②については、入所施設にあっては100万円以上、通所（利用）施設にあっては30万円以上、８の事業については、500万円以上のもの、11の事業については、30万円以上500万円未満のものとする。

(2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

(3) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

別表 5

防犯対策強化整備の内容一覧

	区分	内容
1	門、フェンス等の外構の設置・修繕等	門、フェンス等の外構の設置・修繕を行うための整備 （ただし、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備を除く。）
2	非常通報装置等の設置	警察機関への非常通報装置等を設置するための整備 （ただし、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備を除く。） （対象工事の例示） ・１１０番直結非常通報装置を設置する工事 ・防犯カメラを設置する工事 ・カメラ付きインターホンを設置する工事 ・人感センサーを設置する工事 ・その他安全対策に必要な工事
※　補助基準 (1)「門、フェンス等の外構等の設置・修繕」については、入所施設にあっては総事業費が1,000千円以上、入所以外の施設にあっては300千円以上のものとする。 (2)「非常通報装置等の設置」については、総事業費が300千円以上とする。		

別記第１号様式

年　　月　　日

総合振興局（振興局）長　様

住　所
申請者
氏　名　　㊞

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　　月　　日　　第　　号指令で交付決定を受けた　　年度社会福祉施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

１　施設種別及び施設名

２　補助金等の額の確定額又は事業実績報告による精算額

金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
（要補助金等返還相当額）

金　　円

４　添付書類

３の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

別記第２号様式

年　　月　　日

総合振興局（振興局）長　様

補助事業者　　㊞
（団体等名及び代表者氏名印）

補助金に係る消費税等仕入控除税額について
年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付決定を受けた
年度社会福祉施設整備事業について、同指令条件第　　項の規定に基づき、次のとおり報告しま

記

１ 補助金の確定額

金　　円

２ 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額

金　　円

３ 消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

金　　円

４ 要補助金返還相当額（３－２）

金　　円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付する
・ 消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
・ 消費税確定申告書付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・ ３の金額の内訳を記載した書面（別記第２号式別紙）
・ 補助事業者が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセント以下であることを確認できる資料

５ 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（　　）

（注） 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６ 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

（　　）

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付する
・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済みのもの）
・ 補助事業者等が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセントを超えることを確認できる資料

別記第２号様式別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	課税売上割合９５％以上		個別対応方式		一括比例配分方式	課税売上割合	％

区分	補助対象経費①	①の内訳		②のうち消費税等相当額③	③の内訳			仕入控除税額⑥	補助率⑧	仕入控除税額⑦×⑧
		課税対象②	非課税		課税売上対応④	共通売上対応⑤	非課税売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円		円
計								⑦		

注　１　「③の内訳」欄については、課税売上割合が９５％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

２　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

(1) 課税売上高が５億円以下、かつ課税売上割合が９５％以上の事業者の場合・・・③＝⑥

(2) 課税売上高が５億円超え、又は課税売上割合が９５％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋［⑤×（課税売上割合）］

(3) 課税売上高が５億円超え、又は課税売上割合が９５％未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）

別記第３号様式

年度　　（市町村名　　）

北　海　道			市　町　村										備　考
			歳　入			歳　出							
歳出予算科　目	交付決定の　額	補助率	科　目	予算現額	収入済額	科　目	予算現額	うち道費補助金相当額	支出済額	うち道費補助金相当額	翌年度繰越額	うち道費補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

（作成要領）

１　「北海道」の「交付決定の額」は、交付指令書の補助金の額の区分に応じて記入すること。

２　「市町村」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記１の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。

３　「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。

４　「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

５　補助事業の市町村の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に道費補助金額を内書（　）をもって付記すること。

別記第４号様式

年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金による施設の工事着工報告書

（補助事業者名）

施設の種類		施設の名称		設置団体	
建物の構造及び面積	構造　　造 建築面積　　㎡ 延面積　　㎡	工事費合計	円	直営・請負の別	
				契約年月日	
				着工年月日	
				完成予定年月日	

		年　月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
出来高	金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

別記第５号様式

年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金による施設の工事進捗状況報告

施設の種類　　（補助事業者名）

施設名	設置主体	創設、拡張等の別	国庫補助額 A　円	１２月末日の出来高 B　％	３月末日までの出来高見込 C　％	繰越見込高 D(100-C)　％	繰越見込額 E(A×D)　円	備考
合計								